

令和4年11月18日

各局区等の長 様

行 財 政 局 財 政 担 当 局 長  
〔 担当：財政室行政改革担当 3293  
管財契約部契約課 3311 〕

### 指定管理者における労働関係法令の遵守の徹底について（通知）

この度、本市指定管理施設の指定管理者が、指定管理施設において勤務する労働者が社会保険未加入等であったにもかかわらず、加入しているとするなど労働関係法令を遵守している旨の虚偽の報告書を提出したことが、本市の調査により判明しました。

本市と指定管理協定を締結した指定管理者は、京都市公契約基本条例に基づき、指定管理施設の業務に従事する労働者の労働条件や賃金等に関する法令等の遵守状況など13項目を確認する労働関係法令遵守状況報告書（以下「報告書」という。）を本市に提出する必要があります。

これは、指定管理業務に従事している労働者の適正な労働環境の確保を図ることを目的としており、指定管理者に対し、その従事する労働者の労働環境について改めて確認することを求めるもので、法令を遵守していないことを確認した場合には、本市は必要な措置を講じるよう求めることとしています。

つきましては、全ての指定管理施設の指定管理者に対して、労働関係法令の遵守が徹底されるよう、下記のとおり点検・指導等をお願いいたします。

#### 記

- 1 法令遵守をはじめとする指定管理協定に規定の事項が適切に履行されているか、適宜点検を行うこと。
- 2 とりわけ、労働関係法令の遵守については、指定管理者から提出される報告書に事実が記載されているか、適切に確認を行うこと。
- 3 法令違反の事実又はその恐れがある場合には、地方自治法244条の2第10項に基づき、必要な事項について報告を求め、実地について調査し、必要な指示を行い、是正措置を講じること。